









会長	副会長	専務	常務	局長	部長	次長	課長	係長	係	係
										

平成25年3月25日

(社)鹿児島県建設業協会

会長 様



鹿児島県環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課長

産業廃棄物情報交換制度について



時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

県では、産業廃棄物の減量化・リサイクルを促進するため、「産業廃棄物情報交換制度」を運営しています。

この制度は、産業廃棄物を排出する事業所と産業廃棄物の有効利用を行う事業所それぞれの情報を取りまとめ、県のホームページ上で情報提供することにより産業廃棄物の有効活用を図ろうとするものです。

このたび、県のホームページに掲載している提供及び受入情報を更新しました。

つきましては、貴会所属の会員等関係者への周知と情報の活用に御配慮くださるようお願いいたします。

記

産業廃棄物情報交換制度のホームページアドレス

<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/recycle/info/index.html>

入り方：県のトップページ (<http://www.pref.kagoshima.jp>) → 暮らし・環境
→ 廃棄物・リサイクル → 産業廃棄物の情報交換

問い合わせ先

リサイクル推進係 担当 塩山

TEL 099-286-2594

FAX 099-286-5545

産業廃棄物情報交換制度の概要

1 目的

産業廃棄物を提供できる事業所と産業廃棄物を受け入れる事業所からそれぞれの情報を提供してもらい、それを広く情報提供することによって産業廃棄物の有効活用を図り、産業廃棄物の減量化、リサイクルを促進しようとするものです。

2 利用できる方

産業廃棄物を排出する方（提供事業所）及び有効利用をする方（受入れ事業所）ならどなたでも利用できます。

3 制度の仕組み

(1) 情報の提供

県は事業所への調査(今回の調査)やホームページでの募集に対し寄せられた、産業廃棄物の提供希望・受入希望の情報をそれぞれとりまとめて、ホームページへの掲載等により情報を提供します。

掲載情報のイメージ

汚泥 28件

事業者名及び連絡先等 (匿名の場合は事業者番号)	廃棄物の主成分等	年間受入可能量 ・受入可能時期	受入条件	運搬条件	事業所所在地
***** (株)〇〇 TEL000-00-0000 ホームページ http://~ メール 000@000000	汚泥	0,000t/年、常時	相談	受入側、相談	〇〇市
	汚泥	1,000t/年、常時	要処理費 (10,000円/t)	受入側(要運搬費)	〇〇市

(2) 情報の閲覧

県内の事業所で、有効利用を目的として産業廃棄物を提供したいまたは受け入れたい方が、ホームページの情報を閲覧し、希望する情報を探します。

(3) 閲覧者による申込

閲覧した方が、取引したいまたは連絡をとってみたいと思う情報がみつかったら、その情報を指定して、県に所定の申込書を提出していただきます。(事業所名や連絡先が掲載されている場合は、この段階で閲覧した方から直接連絡していただくこととなります。) 県は情報の提供者に了解をとった上で、申込された方に事業所の詳細な情報を提供します。

(4) 交渉の開始

申込された方(閲覧した方)から、情報の提供者に連絡を取り、お互いの条件(取引量、性状、費用負担など)等についてよく協議し、交渉を行っていただきます。あとでトラブルが起こらないように注意してください。お互いの工夫で取引が可能になりますので、十分話し合ってください。

(5) 交渉成立の報告

協議の結果、交渉が成立したときは、産業廃棄物を有効利用する方(受入れ事業所)が県廃棄物・リサイクル対策課に所定の様式で報告をしてください。

